

令和2年度

定期監査結果報告書

令和3年3月

荒川区監査委員

2 荒 監 第 2 2 6 号
令和 3 年 3 月 1 1 日

荒 川 区 長
荒 川 区 議 会 議 長 殿
荒 川 区 教 育 委 員 会
荒 川 区 選 挙 管 理 委 員 会

荒 川 区 監 査 委 員 齋 藤 暢 生
同 小 川 秀 行
同 北 城 貞 治

令 和 2 年 度 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 199 条 第 1 項、第 2 項 及 び 第 4 項 の 規 定 に 基
づ き 実 施 し た 令 和 2 年 度 定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 を 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、
次 の と お り 提 出 し ま す。

1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財務に関する執行管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その組織及び運営の合理化に努めているか」について監査を実施した。

2 監査実施期間

令和2年4月6日から令和2年12月23日まで

なお、監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1及び2のとおりである。

3 監査に関与した監査委員

区分	氏名	在任期間
監査委員	小川 秀行	平成29年3月17日から
	齋藤 暢生	平成31年3月14日から
	北城 貞治	令和2年5月30日から
前監査委員	並木 一元	令和元年6月1日から 令和2年5月29日まで

4 監査の対象

(1) 監査の範囲

主として、令和元年度の事務事業に係る歳入歳出全般の執行状況及び財産の管理状況を監査の範囲とした。

なお、学校徴収金は保護者が負担する私費会計であり、地方自治法の定める「公費会計」に当たらない。しかし、教育委員会は、「荒川区教育委員会学校徴収金事務取扱規程」を平成22年3月に制定し、学校長に対して教育委員会が指導助言していることから、学校徴収金を監査の範囲に含めた。

(2) 監査対象部局

総務企画部、区政広報部、管理部、区民生活部、地域文化スポーツ部、産業経済部、環境清掃部、福祉部、健康部、子ども家庭部、防災都市づくり部、会計管理部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局、小学校、中学校、幼稚園

5 監査の着眼点

荒川区監査委員監査基準、年度監査計画に基づき、予算執行の適正性、効率性を検証することを主眼とするとともに、各種事務事業が経済的かつ合理的に運営されているかどうかについて監査した。

6 監査の実施内容

監査対象課（室、館、局、学校等）から提出された監査資料による説明を聴取するとともに、収入支出、契約、補助金交付、公有財産管理、旅費及び時間外勤務手当等支給等の財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類を調査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の結果

監査を行った結果、歳入歳出全般の執行状況及び財産の管理状況はおおむね適正なものと認められた。

しかし、次に示すような事務処理に改善を要する事例が一部には見受けられたので、関係所管課に対し、口頭により、その改善を要望した。なお、前回の監査で事務処理に改善を要する事例の該当があった所管課のうち、今回、改善状況が不十分な所管課があった。

また、本報告書に記載するに至らない軽易な事項については、その都度注意した。

（1）事務処理に改善を要する事例

文書事務に関して

ア 事案決定権者が適正でない

1件 500万円以上の歳入調定は部長決定であるが、課長決定のものがあった。

1件 100万円以上の負担金の支出は部長決定であるが、課長決定になっていた。

契約事務に関して

ア 契約方法が適正、適切でない

○ 契約書により契約すべきところを請書を使用していた。

入札により契約すべきところを見積り競争で契約しているものがあった。

指定管理を行う施設でないものが指定管理の内容に含まれていた。

- イ 仕様書が添付されていない
 - 保守委託契約で仕様書等がないものがあった。
- ウ 契約条項・仕様書の記載内容が適正でない
 - 仕様書に積算予定額が記載されているものがあった。
- エ 見積書の徴取が適正でない
 - 予定価格が10万円を超える契約で見積り競争を行っていなかった。
 - 見積書の日付が、契約方法決定起案日より以前の日付だった。
- オ 契約書、仕様書に規定された書類を提出していない
 - 業務委託契約等で、業務報告書や業務責任者届等の書類が提出されていないものがあった。
 - 業務を行うに当たって、資格証や賠償保険等の保険証の写し等を提出させることになっているが、提出されていないものがあった。
- カ 履行確認が不十分
 - 業務委託契約において、業務実施を確認しないまま支払っているものがあった。
 - 検査日や完了日に齟齬があるものがあった。
 - 業務完了後に委託料の精算を行っていないものがあった。
 - 委託業務等で、仕様書に定められた点検や成果物の提出を確認していないものがあった。
 - 納品書の日付が履行期間を過ぎていた。
- キ 関係書類が整っていない
 - 契約書がないものがあった。
 - 契約書に貼付する収入印紙の税額が誤っていた。
 - 協定書では、事業計画を提出したときは承認を得るとなっているが、承認行為を行っていなかった。
- ク 契約に必要な手続が不十分
 - 契約をするに当たり、機種選定委員会に付議をしていないものがあった。

支出事務に関して

- ア 過払いの支出になっていた。
 - 業務委託で実績に基づかない過払いをしているものがあった。

補助金事務に関して

- ア 関係書類に不備がある

関係書類の日付に齟齬があるものがあった。

申請書に代表者印ではなく社印を使用していた。

- イ 手続に問題があるものがあった。
 - 補助要綱に定められた手続をとっていなかった。
 - 事前協議をしていないものがあった。

現金出納簿、物品受払簿に関して

- ア 現金出納簿・物品受払簿を作成していない
 - 現金出納簿・物品受払簿を作成していないものがあった。
- イ 資金前渡を受ける前に事業を実施していた
 - 資金前渡を受ける前に、手数料を支払っていた。

学校徴収金に関して

- ア 契約関係書類が整っていない
 - 教材費等の購入契約で見積書を徴取していないものや、予定価格が10万円を超えているが、複数業者から見積書を徴取していないものが多く見られた。

その他

- ア 人件費関係における事務処理が適正でない
 - 年次有給休暇簿、休暇簿、振替命令簿等で事務処理が適正でないものが多く見られた。
- イ 歳入事務が適正、適切でない
 - 協定書どおりに管理協力金を受領していなかった。
- ウ 交際費の事務処理が適正でない
 - 交際費の証拠書類が不十分なもの等があった。

(2) まとめ

令和2年度定期監査の結果、財務に関する事務及び財産の管理状況並びに学校徴収金に係る出納事務は、おおむね適正に執行されていると認められる。

この年度の財務に関する事務及び財産の管理状況に学校徴収金に係る出納事務を加えた定期監査全体における事務処理に改善を要する事例は70件と、ほぼ昨年度並みの件数であった。

ここ数年、事務処理に改善を要する事例が3桁を超えるような状況からは脱し、ほぼ横ばいの件数で推移しているが、これまでの監査において、適切でない事務

処理として、改善を促してきた不適切な事務処理が今年度も散見された。こうした状況が繰り返される背景には、事務を遂行する職員の職務に対する知識が不足しているのではないかと考えられる。また、前例踏襲の事務執行体制から脱却しておらず、組織としてのリスクマネジメントが不十分であると言わざるを得ない。

各所管課においては、事務処理に改善を要する事例を組織全体の課題と捉え、再発防止を真剣に講じる時期に来ているとの認識を持たれたい。そのうえで、例えば、継続的な事務処理の見直しを行うためのマニュアルや業務フローの整備など、管理監督者が率先して適正な事務処理遂行の強化に取り組まれたい。

さて、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に区政も区民も脅かされる年度となった。二度の緊急事態宣言が発出され、いわゆる第3波といわれた時期には、東京都内で一日当たりの感染者が1,000人を超えるほどに感染は拡大を続けた。区においても令和3年2月17日現在の累計感染者数が1,710人となるなど、区民生活にも大きな影響が生じた。

監査体制も定期監査の時期を一部延期することやこれまで対面方式で行っていた事務監査を書類預かり方式に変更するなど、感染対策を講じながら実施した。

そうした中、各監査委員から所属長に対し、こうしたコロナ禍の時であるからこそ、リスクマネジメントを強く意識し、それぞれの事務事業に関して新たな運用体制を早急に確立するよう求めてきた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、区の財政状況は厳しさを増すものと推測されることから、事務事業の見直しなどに対しても積極的に実行するよう、監査委員としての意見を述べてきた。

今こそ、職員が一丸となって知恵を絞り、「区民の安全安心な日常」を守り抜く時だという気概を持って職務を遂行されたい。「最少の経費で最大の効果」を挙げるために、常に最善を尽くすことを監査委員一同期待する。

別表 1

所 管		監査委員監査 実施日	事務監査 実施日	
1	総務企画部	総務企画課	4月6日	4月7日
		男女平等推進センター		4月14日
		財政課	4月6日	4月8日
2	区政広報部	秘書課	4月10日	4月10日
		広報課	4月10日	4月16日
3	管理部	経理課	4月15日	4月17日
		職員課	6月15日	6月18日
		営繕課	4月15日	4月15日
		情報システム課	4月28日	4月20日
4	区民生活部	区民課	6月17日	6月22日
		日暮里区民事務所		6月30日
		戸籍住民課	6月17日	6月17日
		区民施設課	6月26日	6月26日
		税務課	6月29日	6月29日
		防災課	6月29日	7月3日
		生活安全課	7月1日	7月3日
5	地域文化スポーツ部	文化交流推進課	9月9日	9月1日
		生涯学習課	9月9日	9月8日
		荒川ふるさと文化館		9月18日
		スポーツ振興課	9月16日	9月14日
		ゆいの森課	9月16日	9月15日
		地域図書館課	9月29日	9月18日
		尾久図書館		9月29日
6	産業経済部	産業振興課	7月15日	7月16日
		経営支援課	7月15日	7月17日
		就労支援課	7月20日	7月15日
		観光振興課	7月20日	7月20日
7	環境清掃部	環境課	7月21日	7月21日
		清掃リサイクル推進課	7月21日	7月22日
8	福祉部	福祉推進課	10月7日	10月12日
		生活福祉課	10月7日	10月7日
		高齢者福祉課	10月14日	10月15日
		介護保険課	10月14日	10月14日
		障害者福祉課	10月16日	10月19日
		国保年金課	10月16日	10月16日
9	健康部	生活衛生課	12月7日	12月7日
		健康推進課	12月7日	12月8日
		保健予防課	12月10日	12月10日

所 管		監査委員監査 実施日	事務監査 実施日	
10	子ども家庭部	子育て支援課	6月15日	6月12日
		児童青少年課	6月11日	6月15日
		保育課	6月11日	6月9日
		荒川遊園課	6月8日	6月8日
		子ども家庭総合センター	6月8日	6月11日
11	防災都市づくり部	都市計画課	7月13日	7月13日
		防災街づくり推進課	7月6日	7月7日
		施設管理課	7月6日	7月10日
		道路公園課	7月9日	7月14日
		建築指導課	7月9日	7月9日
12	会計管理部	会計管理課	12月23日	12月23日
13	教育委員会事務局	教育総務課	10月20日	10月20日
		教育施設課	10月26日	10月26日
		学務課	10月20日	10月22日
		下田臨海学園 指導室	10月26日	10月27日
		教育センター	10月28日	10月28日
14	選挙管理委員会事務局		12月16日	12月17日
15	監査事務局			12月14日
16	区議会事務局		12月16日	12月16日
17	保育園	-		

別表 2

学 校 名 等	監査委員監査 実施日	事務監査 実施日
第二瑞光小学校		11月6日
第六瑞光小学校		11月10日
尾久小学校		11月30日
大門小学校		11月4日
第一日暮里小学校	11月13日	11月13日
第九中学校		11月20日
原中学校	11月26日	11月26日
南千住第三幼稚園	11月24日	11月24日